

中間市子育て情報誌

Rainbow

2022

お悩み相談の情報 抜粋



記載されている情報は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期・中止になることがあります。
最新の情報は、中間市役所公式ホームページにてご確認ください。



中間市 × 株式会社 サイネックス

鉄骨工事・製缶工事・建築工事



株式会社 共栄工業

代表取締役 金山 享一

本社 〒809-0002福岡県中間市大字中底井野字砂堀1164番17

TEL.093-245-5081(代) FAX.093-244-9374

設計室 FAX.093-244-0156 E-mail kyoei@k-kougyo.net

<http://k-kougyo.net>

公衆衛生の豆知識

出典:首相官邸ホームページ「ほかの人にうつさないために」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)より加工・編集して作成

咳エチケット

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でかさえる

- ★ 咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。
- ★ 対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離でおおよそ2mとされています)が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。



中間市は、令和3年4月1日に「中間市子どもを守る条例」を制定し、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指しています。

この子育て情報誌は、「中間市の子どもが歩む未来が虹色でありますように」という願いを込めて、Rainbow(レインボー)と名付けています。

また、地域を挙げて子育てを応援していただきたいとの思いから、官民協働事業として各事業所からいただいた協賛により発行するものです。

日々の子育てで、不安や悩み、心配事が出てきたら、この子育て情報誌を是非、読んでみてください。子育てをサポートする制度や相談場所などの情報を掲載しています。

家族みんなで、地域みんなで子育ての時間を楽しんで、子どもたちがすくすくと育っていくことを願っています。

令和4年6月

— 広 告 —

福岡県知事許可(般-2)第113821号

K **釜田塗装興業株式会社**

代表取締役 釜田 寿憲

従業員募集

- ◆住宅塗装 ◆吹き付け塗装 ◆店舗塗装
- ◆鉄鋼塗装 ◆屋根・瓦塗装 ◆防水工事
- ◆解体土木・造成工事

〒809-0038 福岡県中間市浄花町 20-26 TEL・FAX 093-980-1801

INDEX

はじめに.....	1	歯科健診.....	17
子育てカレンダー.....	4	あかちゃん訪問.....	17
おうちの危険箇所チェック... 6	6	離乳食教室.....	17
もしも...の時の応急手当..... 8	8	乳幼児健康診査.....	18
防災グッズチェックリスト... 10	10	予防接種.....	18
中間市マップ..... 12	12	発達・成長の相談	20
公園紹介..... 13	13	すくすく発達相談.....	20
保健センター..... 14	14	ちゅうりっぷ教室.....	20
中間市子育て世代包括支援センター me・mom room (見守る一む)	14	療育..... 21	21
母子手帳アプリ		療育支援.....	21
「me mom room(見守る一む)」	14	親子ひろばリンク.....	21
母子健康手帳.....	15	子ども発達支援センターいっぽ.....	21
妊婦健康診査.....	15	発達・成長の相談(市外)	21
健診費用の一部助成.....	15	福岡県立直方特別支援学校	
妊婦家庭訪問・電話相談	15	早期教育相談.....	21
両親学級.....	15	子育て支援サービス..... 22	22
産後ケア事業.....	16	子育て支援センター くるり	22
		くるり広場.....	22
		赤ちゃんデー.....	23
		育児相談.....	23
		子育て講座.....	23
		一緒に楽しもう！.....	23
		子育てスポット・子育てサービス	23
		子育てサロン.....	23

広告

子宮鏡・無痛分娩 入院諾・母体保護法指定

桑原産婦人科医院

診療
時間

月曜～金曜 / 9:00～17:00
土曜 日 / 9:00～15:00
お昼休み / 12:00～13:30

日曜・祭日・水曜午後 / 休診

〒809-0034 福岡県中間市中間3丁目5-5

TEL (093)245-0052

中間市民図書館	23
中間市シルバー人材センター	24
ひとり親家庭への支援	24

子どもと生活 25

一緒に食べるとおいしいね!	25
子どもと生活リズム	27
スマホに頼りすぎない子育てを!	30

子どもを預ける 31

幼稚園	31
認定こども園	32
保育所・地域型保育事業	32
幼児教育・保育の無償化	33
保育料	35
リフレッシュ・病気のこと	36
一時預かり	36
病児・病後児保育	36
急な病気のと看	36

困りごとを解決したい 37

なやみごと相談	37
子育て女性の「働きたい!」	37
DVなどパートナーによる暴力	37
いろいろな心配	38

手当など 39

手当や助成・手続き	39
-----------	----

小学校など 41

小学校	41
就学前教育相談	41
就学援助	42
放課後児童クラブ	42

中学校など 43

中学校	43
適応指導教室「くすの木学級」	43
みんなで子育て、見守り活動	44
ヤングテレホン	44
中間市少年相談センター	44

家庭児童相談係 45

家庭児童相談係のご案内	45
中間市子どもを守る条例	47



— 広 告 —



山名眼科医院

眼科・アレルギー科/小児診療

診療受付時間	月	火	水	木	金	土
9:00-12:00	●	●	●	●	●	●
14:30-18:00	●	●	●	—	●	—
休診日	木・土曜午後・日曜・祝日					

小児の弱視、近視や
アレルギーのご相談
にも対応しておりま
す。

HPはこちら



中間市鍋山町 13-5 ☎(093) 246-2345



困りごとを解決したい

中間市人権センター(人権男女共同参画課)

☎ 245-3511(代表) ☎ 245-7801(女性相談窓口)

★中間市岩瀬1-17-1 ★月曜日から金曜日(祝日、年末年始除く) ★8:30~17:15

なやみごと相談

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、学校や職場におけるいじめ、差別など悩みや困りごとなど人権擁護委員(市内在住6名)が無料でご相談に応じます。秘密は厳守されますので気軽にご相談ください。

★毎月第2水曜日 13:30~15:30(予約不要) ※電話での相談はご遠慮ください。

子育て女性の「働きたい!」

女性就業アドバイザーが個別に相談をお受けします。就職活動の相談、お仕事情報の提供、職業紹介、あっせん就職後のフォローなどを行っています。

★毎月第2木曜日 10:00~12:00(相談日の2日前までに要予約)

DVなどパートナーによる暴力

DVなどパートナーによる暴力に関することや、日常生活で困っている問題を抱えた方の相談に応じます。

専門機関の紹介を含めて問題解決の支援をします。

暴言をはく、なぐる、物を投げつける、無視し続ける、生活費を渡さない、交友関係を制限する等、相手との関係を「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

困りごとを解決したい



室内で楽しもう! ひと工夫でおうち遊びをENJOY

② マスキングテープ de 「おうち遊び」

フローリングに丸や三角、四角などの図形をマスキングテープで作ります。図形の名前を言って、子どもに移動してもらいます。図形を線路に見立てて、電車や車を自由に並べてみたり、人形の玩具を歩かせたり、お気に入りの玩具の形を真似たりなど手軽に遊べます。



用意するもの

★マスキングテープ

☆おうちにあるおもちゃ

市民生活相談センター NPO法人抱樸

問 ☎246-1030

★中間市福祉支援課委託事業 ★中間市中間2-10-1(中間市役所すぐそば)
★月曜日から金曜日(祝日、年末年始除く) 9:00~17:00

いろいろな心配

市民生活相談センターでは、子育てや生活、仕事、経済的なことなどさまざまな心配ごとを、専門の相談支援員が専門機関と連携しながら、あなたの問題解決に向けて支援を行います。(子どもの学習支援 就労支援 家計相談等、各機関へと繋ぎ、困りごとの解消を図ります)

出張相談(要予約)

※相談支援員がご希望の場所へ出向きます。

たとえば…

- 子どもがひきこもっている(子育ての相談)
- 介護に疲れた(福祉の相談)
- なんだかやる気がでない(心の相談)
- 面接でいつも落ちてしまう(仕事の相談)
- 借金で困っている(生活の相談)
- 住む所がなくなりそう…(住居の相談)
- ギャンブルが止められない(心の相談)
- 近隣トラブル…など

たいへんですね？
どうしましたか？
だいじょうぶですか？



ひとりで悩まずに相談してください

問 福祉支援課 福祉政策係 ☎246-6270

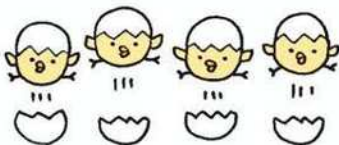
民生委員・児童委員、主任児童委員は、あなたの必要な支援につなぎ、ネットワークであなたを支えます！

子育ての悩みやご近所の気になることなど、何か困ったことがあれば相談してください。

民生委員・児童委員、主任児童委員は守秘義務があるため、同意いただいていないことを他の人に漏らすことはありません。

お住いの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員がわからない場合は福祉支援課にお問い合わせください。

困りごとを解決したい





家庭児童相談係

家庭児童相談係のご案内

問 こども未来課 中間市役所本館3階
月曜日から金曜日(祝日、年末年始除く) 9:00~17:00 ☎246-3515

無理のない子育てを一緒に考えます。
お気軽にご相談ください。

秘密厳守・匿名可能

令和4年4月1日から「子ども家庭総合支援拠点」の業務を行います。

子どもたちが地域で健やかに成長するため、育児やしつけ、子育てに対する不安や悩みだけでなく、家庭内の問題(虐待、家庭内暴力や不登校)など様々な相談を、電話や来所面接などで応じます。

対象 中間市在住の18歳までの子どもがいる家庭

ショートステイ

一時的に、子どもの養育が困難なとき、児童養護施設や乳児院で7日間を限度にお預かりします。なお、要件によっては、他の制度をご紹介しますこともありますので、一度、ご連絡ください。
※世帯の収入に応じて利用料を負担していただく場合があります。

子育て応援訪問

就園していない子どもがいる家庭を対象に、家庭訪問をしています。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

しつけと体罰の違い

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばすなど子どもをサポートして社会性を育む行為です。身体に何らかの苦痛又は不快感を引き起こす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。

— 広 告 —

家庭児童相談係

Let's Drive! 教習生募集中!

ドライビングスクール折尾

八幡西区折尾自由ヶ丘2-2(火曜定休) (093)691-3383

JR折尾駅より徒歩5分

次の行為は、体罰です

- 口で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた。
- 大切なものにいたずらしたので、長時間正座させた。
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った。
- 他人の物を盗んだので、罰としてお尻を叩いた。
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった…など

体罰等によらない子育てを

- 子どもの気持ちを受け止める
- 子どもの成長に応じた方法を考える
- 子どもの環境を変えてみる
- 親がお手本を見せる…など

子どものよいところは、どんどん褒めましょう。
できたことだけでなく、がんばったことも褒めましょう。



身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、
やけどを負わせる、首を絞めるなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく
不潔にする、自動車の中に放置するなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での
差別的扱い、子どもの目の前で家族対し
て暴力をふるう(DV)など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、
性器を触らせる又は触るなど



連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

【休日や夜間の相談】

- 宗像児童相談所 ☎0940-37-3255 (24時間対応)
 - 相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 (24時間対応・無料)
 - 虐待対応ダイヤル ☎189(いちはやく) (24時間対応・無料)
- 最寄りの児童相談所につながります。一部のIP電話からはつながりません。
- 警察署 ☎110

中間市子どもを守る条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防から虐待発生時の早期発見、迅速かつ適切な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで切れ目ない支援を行うことにより、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条の児童をいう。
- (2) 虐待 法第2条の児童虐待をいう。
- (3) 保護者 法第2条の保護者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者、市内において就業し、又は就学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (5) 関係機関等 学校、幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業所、医療機関その他子どもの福祉に職務上関係のあるものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもを虐待から守ることは、虐待が子どもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える人権侵害行為であることを踏まえ、子どもの年齢及び発達に応じ、その意見を尊重するとともに、子どもの安全の確保並びに最善の利益を守ることを旨として、その責務に応じ、地域社会の力を結集した取組として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先するものとする。

2 市は、虐待を防止するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 虐待の予防に関すること。
- (2) 通告(法第6条の通告をいう。以下同じ。)をしやすい環境づくりに関すること。
- (3) 虐待を受けた子どもとその保護者への支援等に関すること。
- (4) 虐待を受けた子どもの家庭復帰及び自立に係る支援に関すること。

3 市は、前項各号に掲げる施策を体系的に行うため、児童相談所(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)第12条第1項の児童相談所をいう。以下同じ。)その他の関係機関等と連携し、虐待予防のための対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自

— 広 告 —

家庭児童相談係

筑豊屈指 国家資格 内装仕上工事の 五つ星店

畳・襖・床・クロス・カーペット

一級技能士 一級技能士 一級技能士 一級技能士 一級技能士

**内装工事全般
創業明治42年
低額リフォーム**

株式会社 日栄

フリーダイヤル

0120-400-066

飯塚市蓮台寺 68-3 TEL(0948)23-1221 FAX(0948)23-1225





中間市子育て情報誌

Rainbow

2022

令和4年(2022年)6月発行

発行

中間市役所

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

TEL:093-244-1111(代表)

株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL:06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 北九州支店

〒802-0804 福岡県北九州市小倉南区下城野1-9-18

TEL:093-288-5630

※掲載している広告は、令和4年4月末現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制を整備するものとする。

- 4 市は、保護者、市民等及び関係機関等が虐待について相談し、及び支援を求めやすい環境づくりに努めるものとする。
- 5 市は、子どもの人権、虐待予防のための母子保健施策、子育て支援施策及び通告の義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 6 市は、要保護児童対策地域協議会（児福法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会をいう。）その他虐待、虐待の予防等子どもの健やかな成長に資する情報の共有を図る体制を構築するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、子育てを行うに当たっては、児福法第2条第2項の趣旨を踏まえ、市による指導及び支援並びに関係機関等による助言その他子育てに関する知識の習得並びに必要な応じた子育ての改善等に努めなければならない。

- 2 保護者は、法第14条の趣旨を踏まえ、子どもの健やかな成長を阻害するような身体的又は精神的な苦痛を与える行為を行ってはならない。
- 3 保護者は、子育てについて困難が生じ、又は悩みや不安を感じたときは、市や地域に支援を求める等保護者自身の心身の安定を図るよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第6条 市民等は、市が実施する虐待の予防及び早期発見その他虐待の防止に係る施策に協力するとともに、保護者が安心して子育てができるよう、市や関係機関等への協力及び連携等子どもが健やかに成長できる地域社会を推進するために積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民等は、通告に加え、子育てに不安を抱える家庭や心配な家庭を発見したときは、法第4条第8項の趣旨を踏まえ、市や児童相談所に情報を提供するよう努めなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、法第5条第1項に基づく虐待の早期発見に努めるとともに、子どもの心身の状況を観察し、子どもの安全の確認及び確保に努めなければならない。

- 2 関係機関等は、通告及び前条第2項の規定による情報の提供を適切に行うため、日頃から虐待対応への意識の向上を図るとともに、組織全体の共通認識の下に、組織的に対応しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

— 廣 告 —

東邦整骨院

◆受付時間

午前8:30～午後12:30

午後2:00～午後7:00

土曜 午後6:00

・祝日 受付11:30まで ・日曜 休日 ※駐車場有



水巻町頃末北4-9-19 ☎093-202-2889